名古屋港ポートビル施設の営業時間外利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋みなと振興財団が管理運営を行う名古屋港ポートビル施設の閉館時間に一部施設を利用すること(以下「営業時間外利用」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 名古屋港ポートビル施設が有するスペース及びロケーションを提供することによって、利用者にパーティー等を行う場を提供することを目的とし、本事業により得られる事業収益は本財団の公益目的事業に充当し、当該事業の高質化を図るものとする。

(利用範囲)

- 第3条 この要綱において利用できる名古屋港ポートビル施設指定利用エリア (以下「利用エリア」という。) は次に掲げるものをいう。
 - (1) 名古屋港ポートビル1階エリア (別図第1)
 - (ア) 東側ロビー
 - (イ) 西側休憩コーナー
 - (ウ) その他
 - (2) 名古屋港ポートビル7階エリア(別図第2)
 - (ア) 展望室
 - (3) ポートハウス1階(別図第3)
 - (ア) 休憩所
- 2 名古屋港ポートビル1階エリアの貸出については、ポートビル7階及びポートハウス 1階の使用ができない場合、又はポートビル7階及びポートハウス1階の利用可能な 規模を超える場合に限る。
- 3 飲食場所は、別図第1、別図第2、及び別図第3で定める指定場所で行うものとし、 それ以外の場所での飲食は禁止する。なお、指定利用エリアへの入退場に際しては、 許可された経路とする。

(利用に関する所管)

第4条 利用手続きについての所管は、本財団の事業部ガーデン管理課ポートビル施設担当とする。

(利用目的)

- 第5条 利用エリアを利用することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) パーティー
 - (2) 記念式典
 - (3) 懇談会
 - (4) その他、本財団が特に認めた場合

(利用対象者)

第6条 利用対象者は、法人若しくは団体または個人とする。

(利用料金)

- 第7条 利用料金は、別表第1及び別表第2に定めるおりとする。
- 2 利用料金には、清掃費及び光熱水費を含む。
- 3 利用エリアの設営物に関しては、利用内容に応じ別途決定する。

(利用日及び利用時間)

- 第8条 利用は、名古屋港ポートビル施設の開館日に行う。ただし、次に掲げる日は利用 することができない。
 - (1) 夜間営業日
 - (2) 施設の維持又は管理に関する工事その他の作業に支障がある日
 - (3) 本財団の主催又は共催事業及び収益事業として使用する日
 - (4) その他、本財団が必要と認める日
- 2 利用時間は、名古屋港ポートビル施設の閉館から午後9時30分までとし、時間内に 設営及び撤去を行うものとする。
- 3 利用は、1日につき名古屋港ポートビル施設指定利用エリア毎に1団体とする。

(飲食物の提供及び備品の設営)

- 第9条 飲食物の提供、使用に関わる備品の設営及び撤去は原則として本財団が指定した 業者が行うものとし、館外からの持込み(利用者が業者に委託する場合も含む。) は、本財団が認めた場合を除き、禁止する。
- 2 本財団が利用者自ら(利用者が業者に委託する場合も含む。)による会場の設営を認めた場合、利用者は使用後、利用時間内の現状復帰を確実に行う。

(禁止行為)

- 第10条 条利用者は、利用場所において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 指定場所以外の場所での飲食
 - (2) 館内の施設、器具又は備品を汚損させる恐れのある行為

- (3) 商品、サービス等の説明、販売、勧誘、斡旋、申し込みその他の営利を目的とした行為
- (4) 火気その他の危険物の使用又は持込み。ただし、消防法で認められる行為は除く。
- (5) 暴力団その他の反社会的団体が利益を得ると認められる行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する行為及び本財団又は名古屋港ポートビル施設の管理運営上に支障があると認められる行為。
- 2 利用者は、前項の禁止行為により損害を発生させた場合は、賠償をしなければならない。

(展示)

第11条 ポートビル施設指定利用エリアに配置されている展示物の移動及び変更並びに 加工は、利用者は行ってはならない。

(入退館)

- 第12条 名古屋港ポートビル1階、及び7階の利用者の入退館は、1階出入り口のみとする。但し、2階レストランの利用及び複数の名古屋港ポートビル施設指定利用エリアを併用する場合は本財団と協議の上、その指示に従うこと。
- 2 ポートハウス利用者の入退館は指定利用エリア入口の4か所のみとする。
- 3 入退館管理については利用者が行うものとする。

(利用申込等)

- 第13条 利用を希望する者は、利用申込書(様式第1号)を本財団へ提出しなければならない。
- 2 利用申込書は、利用日を希望する日から換算して2カ月前までに申請しなくてはならない。
- 3 本財団は、前項の利用申込書の提出を受けてから7日以内に利用の可否を審査し、申 込者へ審査結果を通知する。(様式第2号)
- 4 申込者は、審査結果の通知を受けた後、速やかに利用料金の全額を現金にてポートビル3階事務室において支払うものとし、入金と引き換えに利用許可証を受領した時点をもって、利用権原が発生するものとする。なお、利用者が遠隔地である等のやむ負えない事情のある場合に限り指定口座への振り込みを受け付けるものとする。
- 5 申込者は、利用権原を第三者へ譲渡又は転貸してはならない。
- 6 第4項の利用料金は、申込者が入金後にキャンセルした場合も返金はしない。

(利用許可の取り消し)

- 第14条 本財団は、天災地変、風水火災のため安全に利用ができないと判断した場合、 施設の維持又は管理に関する工事等を緊急に行う必要がある場合その他自己の責めに 帰さない事由による場合は利用許可を取り消すことができる。この場合に限り前条第 4項の利用料金を返金するものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、利用申込内容に虚偽があった場合、申込者が利用権原を第 三者に譲渡又は転貸した場合、第10条に規定する禁止行為を行うおそれがある場合 その他申込者が信義則に反した場合は、利用許可を取消すことができる。
- 3 第2項の場合において、本財団は、利用料金を返金しないものとする。

(打合せ)

第15条 利用者が確定したときは、財団担当者及び利用者は直ちに経費、提供する料理、設営、撤去その他利用に当たり必要な事項について打ち合わせを開始するものとする。

(飲食代金等の支払)

- 第16条 本財団は、利用エリアの利用に関わる飲食代は提供内容に応じ別途決定し、利用後に飲食代金等を請求する。なお、飲食のキャンセル料については別途定める。
- 2 利用者は、前項の請求書が到着した後30日以内に支払わなければならない。
- 3 利用者は、納付期日までに請求金額を支払わなかった場合は、遅延利息として請求金額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じた額を支払わなければならない。

(雑則)

第17条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に受け付けた予約については、第13条の規程を適用しない。

附則

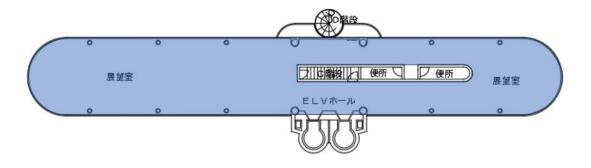
この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

ポートビル1階平面図

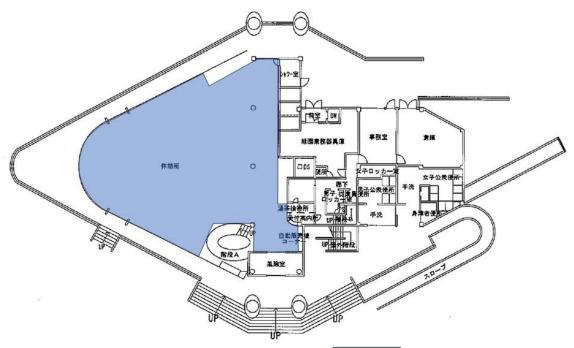


(別図第2)

ポートビルフ階平面図



使用面積 (ポートビル7階展望室) = 245 ㎡ =



ポートハウス1階休憩所 454㎡=